

## 政府に「再審法改正」を求める陳情書

### 【請願理由】

コロナ禍の下、市民の暮らしと健康・権利を守るために奮闘されている貴議会の皆様のご活躍に心から敬意を表します。

私たちは日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と権利を守るボランティア団体「日本国民救援会船橋支部」です。冤罪被害者を守り、「無実の人は無罪に！」と運動をしています。

皆様もご存知のように昨年3月31日、滋賀県大津地裁は東近江市の湖東記念病院で2003年、入院患者の人工呼吸器を外し殺害したとして殺人罪で実刑が確定し服役した元看護助手の■■■■さんのやり直し裁判(再審)で無罪を言い渡しました。

残念なことですが、このような冤罪事件がたくさん発生しているのが現実です。「湖東記念病院事件」では幸いにも再審で無罪になりましたが、現在も多くの冤罪被害者が無実の罪で長期にわたって身柄を拘束されています。

判決が確定してしまった冤罪被害者を救う唯一の「再審裁判」ですが、日本の「再審制度」には問題点があり、「再審決定」が出されても検察の抗告(上訴)で裁判が引き延ばされるという事例が後を絶ちません。

一度確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、基本的人権の尊重という立場から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

私たちは、弁護士会や多くの著名人と共に「再審法改正」を国会に求めています。「再審法」(刑事訴訟法の再審規定)の改正はこれまで国会でも取り上げられ、マスコミでも大きく報道され、法改正の機運は高まりつつありますが具体的な進展はありません。

以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法改定」を求める意見書提出を地方自治法99条の規定により関係機関に提出されるよう陳情いたします。

### 陳情項目

1. 再審のためのすべての証拠を開示させる規定を設ける。  
現行法では、すべての証拠を検察が握っていて、有罪方向への証拠しか出されません。すべての証拠開示を義務づける法律の規定が必要です。
2. 検察官の不服申し立ては禁止とする。  
何年も、時には何十年もの困難な運動を経て、新たな証拠を見つけ再審開始決定が出されても、検察官が不服申し立て(即時抗告や特別抗告)ができるため、再審開始が遅らされたり取り消されたりしています。再審開始とは無罪確定ではなく、改めて裁判をやり直すことです。
3. 再審における手続きを整備する。  
再審事件を審理する裁判所がどのような手続きで審理すべきかの規定がありません。裁判官によっては進行協議さえ行わず請求を棄却する場合もあり、各地の裁判所の審理がバラバラになっています。